



# キリスト者として生きる

現代社会の座標軸をもとめて

第11回

森本あんり

もりもと あんり  
国際基督教大学教授

## (他人の) 信教の自由

本誌読者の皆さんは、「エホバの証人」をご存じだと思います。善良そうな女性が、しばしば子連れで、「めざめよ」とか『ものみの塔』という小冊子を配って歩く、例のあの伝道集団です。よく教会の紹介などでは、「わたしたちは『エホバの証人』とは無関係です」という断り書きが入っています。一般のキリスト教会では、明らかに評判の悪い、歓迎されざる人々でしょう。

しかし、その彼らについて、わたしたちは

もう少し別の面を知っておいてもよいような気がいたします。実は、今日わたしたちが享受している自由のいくぶんかは、彼らに負っているからです。

時は一九四二年、戦争の真つ只中ただなかのことで、アメリカのウェストヴァージニア州で、愛国心を高めるために、学校の国旗儀礼を強制し、従わない生徒とその親を処罰する法律が定められました。何だか最近もどこかで聞いたことがあるような話ですね。しかし、「エホバの証人」たちは、信仰上の理由により国旗への宣誓を拒否しました。変わり者の彼らに対する風当たりは、ふだんのアメリカでもけつして穏やかではありません。まして、国をあげて戦争をしている時です。「なんとという非国民だ」という非難の声は、いつそう強かったことと思います。

しかし、アメリカの連邦最高裁判所は、翌年彼らの信教の自由を全面的に認め、この法

律を憲法違反とする判決を下しました。愛国心は、強制によっては育はぐまれぬ。多数者と異なる信仰をもつ自由は、選挙や投票の結果に左右されない基本的な人間の権利として、最大限に尊重されるべきだ、というのがその理由でした。人権の歴史に残る画期的な判決です。それがどんなに大きなことであつたら、同じことが同じ時代の日本で起こつたら、いったいどういう結末になつただろう、と考えてみれば、すぐにわかります。

この人権理解は、その直後に作られた日本国憲法にも反映されています。したがって、今日わたしたちが享受している自由や人権の一端は、「エホバの証人」の人々の不屈の信仰に負っている、ということになるのです。

アメリカだけではありません。ごく最近の日本でも、こんな事件がありました。やはり「エホバの証人」のかかわる裁判です。神戸の市立高等専門学校で、同信徒の学生が体育

二月十一日は「信教の自由を守る日」です。

その日わたしたちは、誰のことを考えるでしょうか。

しばしばわたしたちは、「自分の」信教の自由を

守ることに汲々としています。しかし、「他人の」

——しかも自分が絶対にまちがっていると思う人々の——

信教の自由を、わたしたちはどのように

考えたらよいでしょうか。

の授業に課された剣道を拒否しました。彼らは、絶対平和主義者です。武器をとって戦うことを学ぶのは、たとえ体育の授業でも、信仰に反することだ、と考えたこの学生は、授業を見学することを申し出ます。といつても、ただ休んでいるわけではなく、きちんと正座をして見学をし、授業が終わると、言われたわけでもないのに、学んだことを毎回レポートにして提出しました。剣道の代わりに、校庭を何周かするランニングを認めてくれるように、とも頼みました。しかし、担当の教師は、いずれも認めませんでした。

やがて彼は、体育の単位を落とし、その単位一つのために落第します。彼の成績は、落

第した体育の成績を含めても平均九二点。クラスで一番の成績です。しかたなく、彼はもう一度同じ学年で我慢をしました。しかし、翌年も体育の授業は剣道です。彼はふたたび、体育の単位一つだけで落第し、規則により自動的に退学処分となりました。

皆さんはどう思われるでしょうか。神戸地方裁判所では、この学生の敗訴でありました。剣道は、健全なスポーツとして、国民に広く受け入れられている。だから彼も、自分の信仰にあまりこだわらずに、それを受け入れるべきだ、というのです。それは、彼の信仰を、個人の好き嫌いの問題として捉えた判決です。わがままを言わずに、少し我慢をして、みんな

なに合わせて下さい、という考えです。

しかし、「信教の自由」は、「好み」の問題ではありません。どんなにそれと違うように振る舞いたいと願っても、自分の良心に背くことはできない、というつらい決断なのです。だからそれは、他の自由に優つて尊重されなければならぬのです。さいわい日本の裁判所も、ようやくそのことを理解してくれたようで、九六年に出された最高裁判決は、原告学生の全面勝利に終わりました。

わたしも、「エホバの証人」をキリスト教の一派であるとは認めたくありません。彼らの信仰が聖書に証しされたイエス・キリストに忠実であるとも思いません。けれども、そういう彼らの決断と存在については、尊重しなければならぬと思います。そのことによつて、今日の社会の正義が試され、ひいてはわたしたちの信仰の自由も、より確かなものにされるからです。

二月十一日は、日本キリスト教団では「信教の自由を守る日」に定められています。その日わたしたちは、誰のことを考えるでしょうか。しばしばわたしたちは、「自分の」信教の自由を守ることに汲々としています。しかし、「他人の」——しかも自分が絶対にまちがっていると思う人々の——信教の自由を、わたしたちはどのように考えたらよいでしょうか。